

### 第37回高崎市水道事業及び公共下水道事業運営審議会会議録

#### 開催日時

令和2年11月27日（金） 午後2時00分から午後2時50分まで

#### 開催場所

高崎市役所本庁4階 庁議室

#### 議 事

議題 高崎市水道ビジョンの改訂について  
高崎市下水道事業経営戦略の策定について  
報告 その他

#### 出席委員（15人） 敬称略

委員 飯島 明宏  
委員 飯塚 邦広  
委員 遠藤 文代  
委員 大澤 博史  
委員 大西 勉  
委員 小野 聡子  
委員 加藤 美智子  
委員 神戸 陽子  
委員 木村 匡宏  
委員 熊谷 佐知恵  
委員 小林 優公  
委員 齊藤 洋一  
委員 坂井 佐智子  
委員 清水 公美  
委員 萩原 孝吉

#### 市側出席者（11人）

上下水道事業管理者	新井 俊光
水道局長	福島 克明
経営企画課長	小池 郁生
料金課長	外所 康信
工務課長	田口 和彦
浄水課長	田畑 守
下水道局長	松田 隆克

総務課長	中曽根 哲哉
整備課長	佐藤 善信
維持管理課長	飯島 英樹
施設課長	大山 多賀雄

#### 事務局（7人）

経営企画課係長	吉田 大徹
経営企画課係長	俣田 康德
経営企画課課長補佐	湯浅 貴夫
経営企画課主査	清水 仁子
経営企画課主査	飯島 真悟
経営企画課主任主事	清水 彰人
総務課課長補佐	中村 和夫

## 1 開 会

## 2 あいさつ

- 新井上下水道事業管理者
- 大西会長

## 3 議 事

- 委員20名中15名の出席により、高崎市水道事業及び公共下水道事業運営審議会条例第5条第2項により審議会が成立していることを報告。
- 新井上下水道事業管理者から大西会長へ諮問書を交付。
- 高崎市水道事業及び公共下水道事業運営審議会条例第5条第1項の規定により、大西会長が議長となり議事を進行。
- 議長が会議録署名委員に熊谷委員、坂井委員を指名。

### ○経営企画課係長

それでは、議事に入らせていただきます。

本審議会条例第5条第1項の規定により、会長が議長となっていていただきますことになっておりますので、大西会長に進行をお願いいたします。

### ○会長

それでは、議長を務めさせていただきます。

本日は市長から諮問があった議題が2件ということですので、円滑な進行が出来ますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

まず、会議録に署名していただく委員を指名いたします。

本日の会議録署名委員につきましては、熊谷佐知恵委員、坂井佐智子委員を指名いたします。両委員の方には、当審議会の会議録が完成しましたら、ご署名をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、議題1の「高崎市水道ビジョンの改訂について」、事務局より説明をお願いいたします。

## ○経営企画課長

それでは、高崎市水道ビジョン（案）につきまして、ご説明いたします。事前にお送りさせていただきました素案のご用意をお願いいたします。

2枚おめくりいただき、1ページをご覧ください。まず、本ビジョンの改訂の主旨でございますが、本市では将来にわたって安全な水道水を安定して利用者の皆様に供給できるよう、平成22年に「高崎市水道ビジョン」を策定し、「良質な水道水の安定供給」を基本方針として、それに向けた目標を設定し、これまで様々な施策に取り組んできたところでございます。

その後、厚生労働省より、東日本大震災などの経験を踏まえた「新水道ビジョン」の策定が推奨され、総務省からは、中長期的な経営の基本計画として「経営戦略」の策定を要請されております。このため、本市水道事業におきましては、「経営戦略」を包括する形で、「高崎市水道ビジョン」を改訂するものでございます。

2ページをご覧ください。水道ビジョンの位置付けでございます。下の図の中央に高崎市水道ビジョンがございまして、その上位計画として、高崎市総合計画がございまして。総合計画の右下に「安全・安心で良質な水道水の安定供給」、「災害に強い給水体制の確立」とありますが、総合計画の施策の基本方針であるこの2つを水道ビジョンの指針といたします。水道ビジョンの下をご覧くださいと「利用者」との関係でございますが、本日の運営審議会をはじめとしまして、ご意見等を伺いながら、作成・公表していくものでございます。また、左側の「新水道ビジョン」及び右側の「経営戦略」につきましては、先程ご説明したとおり、それぞれ策定の推奨と要請を受けているところでございます。

3ページをご覧ください。第2章 水道事業の現状と課題でございます。まず、水道事業の沿革でございますが、戦後の飛躍的な水需要の増加に対応するため、拡張計画を策定し対応してまいりました。また、3度の市町村合併により、数多くの水道施設を擁し、水道水を供給しているところでございます。

5ページをご覧ください。水需要予測でございますが、下の表にありますように、本市の給水量は、節水機器の普及や市民の節水意識の向上、大口需要者の地下水転換などの要因によりまして、緩やかな減少傾向を示しており、今後も水需要は減少することが見込まれております。

6 ページをご覧ください。水源の状況でございます。水道水源は、烏川、利根川、鑓川を始めとした河川表流水、湧水、地下水及び県央第一水道からの受水で賄われておりますが、全体取水量の約38%を河川表流水に依存しているため、安定的な取水管理を行う必要があります。

9 ページをご覧ください。水道施設でございます。水需要の増加に伴い拡張を行ってきた施設が更新時期を迎え、更新費用の増大が見込まれますので、施設の統廃合や延命化を図りながら合理的・計画的な施設更新を行っていく必要があります。また、配水池につきましては、災害・事故等による断水に備えた容量を確保する必要があります。浄水場運転管理におきましては、電気・機械設備が老朽化してきており、各浄水施設の運転情報を管理する若田浄水場の遠隔監視システムも含め計画的な更新が必要となっております。

13 ページをご覧ください。管路でございます。耐震性の低い石綿セメント管や硬質塩化ビニール管、老朽化した铸铁管などでは、漏水や破裂が発生しており、地震災害の際にも水を供給できるよう耐震管への布設替えを積極的かつ計画的に進めていく必要があります。

14 ページをご覧ください。簡易水道施設でございます。倉渕地域の全域と箕郷・榛名地域の一部につきましては、簡易水道事業により水道水を供給しております。内容につきましては、別に簡易水道事業運営審議会を設置しておりますので、そちらで確認する予定でございます。なお、将来的には水道事業へ統合するなどにより、経営の効率化を図っていく必要があるというものでございます。

17 ページをご覧ください。水質管理でございます。本市では、水道法で定められた基準を満たすための水質検査を実施しているほか、29箇所の自動監視装置により24時間監視しております。今後も水質事故などに迅速に対応するため、監視体制を強化する必要があるというものでございます。

18 ページをご覧ください。災害対策でございます。現在5か所の浄水場と10か所の配水池に緊急遮断弁を設置しており、震度6以上の地震が発生した場合などに自動的に配水が停止され、災害時の飲料水を確保いたします。また、11か所にある耐震性貯水槽は、災害時の飲料水を確保するとともに緊急給水場所として利用することができます。こうした対策により地震災害等が発生したのち約10日間分の飲料水を確保しております。今後につきましては、地域ごとのバランスを考慮して、緊急遮断弁や耐震性貯水槽を計画的に設置していく必要がございます。

21 ページをご覧ください。組織でございます。これまで組織の機構改革や一部業務の委託化などを推進してまいりましたが、職員の年齢構成の分布に偏りが生じているため、年齢構成の平準化を目指すとともに、若年層への技術の継承が必要となっております。

24ページをご覧ください。経営状況、(1) 料金収入でございます。水道事業の運営は独立採算が原則でございます。施設の建設、更新及び維持管理に必要な費用については水道料金を財源としております。下のグラフのとおり、節水型機器の普及などの影響によりまして、給水世帯数は増えているものの減収傾向でございます。

25ページをご覧ください。(2) 経費の削減でございます。これまで「公営企業経営健全化計画」を策定し、平成22年度から令和元年度までで職員数を17人減らすなど、経費削減に努めております。このことにより、収益が減少しながらも、経営成績を示す指標の営業収支比率につきましては、望まれる水準の100%以上を保っております。

26ページをご覧ください。(3) 企業債でございます。先程の「経営健全化計画」を策定したことによりまして、高金利の企業債を繰上償還し低金利のものに借り換え、将来に渡って支払う利息を2.4億円縮減いたしました。その後も、企業債の計画的な発行により企業債残高を減少させ、経営改善に取り組んでいるところでございます。

27ページをご覧ください。環境対策でございます。若田浄水場・白川浄水場の小水力発電施設により、二酸化炭素抑制効果を上げております。また、浄水過程で生じる浄水発生土につきましては、セメント材料として有効利用を図ることにより、環境負荷の軽減に努めているところでございます。

29ページをご覧ください。第3章 本市水道事業の将来像でございます。下の図をご覧くださいますと、まず、一番左側に基本方針として「良質な水道水の安定供給」を掲げております。その右側でございますが、目標としまして、「安全」、「強靱」、「持続」の3つを掲げ、その右側にそれぞれの目標とそれを実現するための方策を掲げております。

30ページをご覧ください。目標年度とフォローアップでございます。計画の期間は、本市水道ビジョンの目的を達成するために必要な期間として、2021年度から2030年度までの10年間といたしました。その下のフォローアップでございますが、水道ビジョンの進捗状況を確認するため、5年を一区切りとしてフォローアップを行い、計画の見直し又は改善を検討していくというものでございます。

31ページをご覧ください。第4章 設定目標の実現化方策でございます。1番目の目標となります「安全・安心・良質な水道水」の実現化方策でございますが、将来を展望した給水計画の検討を進めるとともに、計画的に水源かん養林の保全・育成活動や、水質管理体制の強化などを推進することにより、安全で安心な水道水を供給することを目指すものでございます。具体的な実現化方策の内容は33ページまでに記載のとおりでございます。

34ページをご覧ください。2番目の目標となります「災害に強く、万全な水道」の実現化方策でございます。災害が起きた場合でも必要最低限の水の供給が可能となるよう、耐震化の促進などハード面での対策と、災害対策マニュアル等の充実、関係機関との連携強化などソフト面での対策を図るものでございます。具体的な実現化方策の内容は38ページまでに記載のとおりでございます。

39ページをご覧ください。最後に3番目の目標でございます「いつまでも健全で安定した水道」の実現化方策でございます。公営企業の健全な経営に向けて、より効率的な運営をめざすとともに、お客様の目線に立ったより良いサービスの拡充に努めるものでございます。具体的な実現化方策の内容は42ページまでに記載のとおりでございます。

43ページをご覧ください。投資・財政計画でございます。計画期間内の収支を試算し、財政状況の見通しを検討するものでございます。

(1) 投資試算でございますが、基本方針の実現化に向け、水道施設の耐震化や施設の更新を進めていくための建設改良事業を実施した場合の投資額につきまして、表のとおり試算いたしました。管路の耐震化で111億円、老朽化した浄水施設の更新で76億円、配水設備整備拡張事業及び負担工事事業などで74億円を試算してございます。

(2) 財源試算でございますが、①の料金収入につきましては、これまでの実績値から今後も減少を続けることと試算いたしました。下にグラフがございしますが、令和元年度で決算額では57.3億円の給水収益が令和12年度では51.2億円に減少する試算結果となっております。②の企業債につきましては、経営改善のためには企業債残高を減少させる必要があるため、今後は償還額を超えない範囲で発行額を設定いたします。44ページの中段にグラフがございしますが、企業債残高・発行額・償還額の試算につきましては記載のとおりでございます。

45ページをご覧ください。(3) 投資以外の経費の試算でございますが、令和元年度の実績値などから推計を行った上で「投資・財政計画」に反映いたします。その推計方法につきましては、下の表のとおりでございます。

最後に(4) 投資・財政計画でございます。計画期間内においては、流動資産から流動負債を控除した運転資金は減少することと想定しますが、事業執行に支障のない経営状況が保たれるものと試算いたします。当面の間は、人口が右肩上がりであった平成前半の年代に発行した企業債の償還が終了を迎えることにより毎年度企業債償還額が大きく下がり続ける見込みであるため、増大する建設改良の投資の財源を捻出できるものと想定いたします。ただし、世界的に蔓延している感染症の影響が長期化した場合などには、今回とりまとめた「投資・財政計画」よりも経営状況が悪化することも懸念されます。

なお、高崎市の水道料金につきましては、平成18年以降に三度の市町村合併がございましたが、合併協定書において、「事業の執行に支障が生じる等、料金の見直しが必要となった時点で高崎市の制度をもとにして段階的に統一に向け調整する」となっております。今後につきましても、経費縮減の方策について様々な検討を行い、健全経営を維持できるよう努めてまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

## ○会長

ありがとうございました。

これより質疑に入りますが、まず、事前にお受けした質問について、事務局から回答をお願いします。

## ○経営企画課長

小林委員から事前に1点ご質問をいただいております。

内容につきましては「高崎市は、群馬町、箕郷町等の六町村との合併により、それぞれの上下水道業務を引き継いできているが、高崎市全域を対象として、上下水道事業の統廃合、再編などの将来的ビジョンがあれば、お聞かせいただきたい。」とのご質問でございます。

ここでは水道ビジョンの審議ということで、水道事業についてお答えさせていただきます。また、施設の統廃合、再編の観点からお答えさせていただきます。

合併地域につきましては、それぞれ独立した水道事業体として、その区域内で、給水計画、施設・管網の整備計画等を策定し事業を運営してきた経緯がございますが、合併以降、市全域での給水区域の見直しを含めた施設の統廃合・再編、施設規模の縮小や、各地域間における余剰水の融通の可能性などを検討してまいりました。

具体的な施設の統廃合、再編につきましては、このビジョンの中では示せておりませんが、効率的な施設のあり方や給水方法について、引き続き検討を行い、今後、方向性が決まり次第、本審議会へ提示させていただく予定でございます。

以上でございます。

## ○会長

ありがとうございました。

ただいま、事前質問に関する回答をいただきましたが、他にご意見ご質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。

## ○会長

ないようですので、議題1「高崎市水道ビジョンの改訂について」の審議を終了いたします。

## ○会長

続きまして、議題2の「高崎市下水道事業経営戦略」について、事務局より説明をお願いいたします。

## ○総務課長

それでは、高崎市下水道事業経営戦略（公共下水道事業会計）につきまして、ご説明いたします。

はじめに、事前にお配りした資料に添付の分析表が小さく、見づらいものとなっておりますのでお詫言させていただきます。改めまして6ページから9ページの表のA3判をお配りさせていただきました。この後、説明に入らせていただきますが、そちらの表も併せてご覧いただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、経営戦略策定の経緯から説明させていただきます。

本市では、快適な生活環境を確保するために管渠布設事業などを計画的に行うとともに、企業債残高の削減を図るなど、財政運営の健全化に努めてまいりましたが、総務省から中長期的な経営の基本計画としての「経営戦略」の策定を要請されたことにより、この経営戦略を策定しようとするものでございます。

次に、経営戦略の位置づけについて説明させていただきます。この経営戦略は、本市の最上位計画であります「高崎市総合計画」における下水道事業の基本指針に合致する計画でございます。総合計画では、下水道の事業計画区域における整備を効率的かつ計画的に行うとともに、老朽化の進んでいる処理場、ポンプ場、管きよの更新や補修を行い、長寿命化や耐震化を図ること、また、近年増加している集中豪雨により発生する浸水被害を解消し、安全で安心して暮らせる生活環境を確保するため、計画的に雨水幹線の整備を行うことを、施策の基本方針としております。

つづきまして、総務省のひな形様式の主な項目について説明させていただきます。

1ページをご覧ください。まず、この経営戦略における事業名は、公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業の二つの事業です。公共下水道事業は主に市街化区域や人口密集区域を整備する事業で、特定環境保全公共下水道事業は自然公園の区域内や生活環境の改善を図る必要がある区域を整備する事業となっております。本市におきましては、この二つの事業を一体のものとして経営していることから、経営戦略につきましては公共下水道事業会計として作成しております。計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間といたしました。

つぎに、「1.事業概要」でございますが、(1)事業の現況では、①施設、②使用料、③組織についてそれぞれの現況を記載しております。

2ページをご覧ください。(2)民間活力の活用等では、民間活用の状況としてアの民間委託に主な民間委託業務を記載しております。

つぎに、(3)経営比較分析表を活用した現状分析につきましては、本日お配りしましたA3判の6ページ及び7ページをご覧ください。こちらは、6ページに公共下水道事業、7ページに特定環境保全公共下水道事業の経営比較分析表を添付しております。この分析表は経営及び施設の状況を表す「経営指標」を活用して、経



年比較や他の公営企業との比較などの分析を行うことにより、経営の状況及び課題の把握に役立てるためのもので、平成26年度決算分からホームページで公表させていただいております。

なお、令和元年度決算分の公表につきましては、今後、総務省からの通知に従いまして公表することになりますので、今回は、平成30年度決算分の経営比較分析表を添付させていただきました。現状分析といたしましては、それぞれのページの右下に「全体総括」として記載しておりますが、「近年、節水型機器の普及などにより、水需要の大きな伸びを期待することは難しい状況にあり、また、管きょや処理施設の老朽化も進み、今後は、修繕や更新に係る費用が増大することが考えられることから、より一層の経費削減に努めるとともに、事業の有効性等を再検証し、経営の効率化を高めていく必要がある。」と考えております。

2ページへお戻りいただき、「2.将来の事業環境」についてご説明いたします。

(1) 処理区域内人口の予測では、行政区域内人口の推計結果及び下水道整備計画を踏まえて予測しております。今後も公共下水道未普及地域への下水道管布設工事を計画的に実施することによって新たに公共下水道を利用できる人は増加していくため、当面の間、処理区域内人口は増加傾向が続き、今後、1年あたり1,000人ずつ増加し、令和12年度末には28万6,150人になると予測しております。

(2) 有収水量の予測では、処理区域内人口の推計結果及び過去10年間の有収水量の実績を踏まえて予測しております。本市においては、一般家庭用に係る有収水量は公共下水道未普及地域への計画的な污水管の整備により漸増傾向が続き、また、業務用に係る有収水量は過去の実績と同水準で推移すると見込んでおります。これらのことから、今後10年間の本市の有収水量は、令和元年度の実績値の近似値を予測値とし、令和12年度まで各年度の有収水量を概ね3,100万立方メートルと見込んでおります。

3ページをご覧ください。(3) 使用料収入の見通しでは、処理区域内人口及び有収水量の推計結果並びに過去10年間の使用料収入の実績を踏まえて予測しております。本市においては、公共下水道への新規接続分を含む一般家庭用に係る使用料収入は漸増傾向が続き、また、使用料単価の高い大口需要者等の業務用に係る使用料収入は過去の実績と同水準で推移すると見込んでおります。これらのことから、今後10年間の本市の使用料収入は、令和元年度の実績値の近似値を予測値とし、令和12年度まで各年度の下水道使用料収入を概ね39億円と見込んでおります。

(4) 施設の見通しでは、管路、処理場及びポンプ場については、今日までに、修繕や施設改良を順次行ってまいりましたが、今後は、それらの施設の計画的な修繕や更新工事に加え、施設の全面的な更新工事、耐震化工事及び耐水化工事が必要になる見通しでございます。

(5) 組織の見通しでは、今後の職員配置といたしまして、退職する職員分は、新規採用職員、再任用職員及び嘱託職員で補充する形で現行の人数を維持することを想定しております。

つぎに、「3.経営の基本方針」でございますが、安全で快適な生活環境の確保のため、汚水及び雨水の管きよ整備を実施し、既設管きよ及び処理施設の適切な管理に努めるとともに、企業債残高の縮減を図るなど、財政運営の健全化にも努めることを基本方針としております。

4 ページをご覧ください。「4. 投資・財政計画（収支計画）」についてご説明いたします。まず、(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明をご覧ください。①収支計画のうち投資についての説明といたしまして、今後10年間における建設改良費を1年につき40億円前後と見込み、管渠布設事業は20億円程度、雨水対策事業は5億円程度、施設改良事業は7億円程度の事業を行っていく考えでございます。②収支計画のうち財源についての説明といたしましては、今後10年間における収益的収入を1年につき80億円前後と見込み、下水道使用料収入は39億円程度を確保する考えでございます。③収支計画のうち投資以外の経費についての説明では、(ア) 職員給与費から(オ) 委託料の各経費についての積算の考え方を記載しております。

つづきまして、本日お配りしたA3判の8ページ及び9ページをご覧ください。

こちらが(1)に記載しております別紙、「投資・財政計画（収支計画）」でございます。只今ご説明いたしました収支計画の考え方に基づいて作成した、令和3年度から令和12年度までの10年間における施設・設備の合理的な投資の試算と、財源見通しである財源の試算が均衡するように調整した収支計画となっており、8ページに収益的収支、9ページに資本的収支を添付しております。

5 ページをご覧ください。(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要でございます。①今後の投資につきましては、広域化・共同化・最適化に関する事項といたしまして、農業集落排水事業の統合と特定環境保全公共下水道事業区域の見直しが行われる場合に必要な事務を記載しております。②今後の財源につきましては、使用料の見直しに関する事項といたしまして、財源不足の可能性が生じた場合に見直しを検討することを記載しております。③投資以外の経費につきましては、該当事項はございません。

つぎに、「5.経営戦略の事後検証、改定等に関する事項」につきましては、経営戦略の事後検証、改定等につきましては、各種計画の進捗管理や見直しに合わせて実施することとしております。

ここまで、高崎市下水道事業経営戦略について説明させていただきましたが、計画期間内においては良好な経営状態を維持できる見込みでございます。ただし、新型コロナウイルスの蔓延に伴う感染症の影響が長期化した場合などには、今回とりまとめた「投資・財政計画」よりも経営状況が悪化することがあると考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

## ○会長

ありがとうございました。

これより質疑に入りますが、まず、事前にお受けした質問について、事務局から回答をお願いします。

## ○総務課長

小林委員から、先ほどの水道事業でのご質問と同様に、「高崎市は、群馬町、箕郷町等の六町村との合併により、それぞれの上下水道業務を引き継いできているが、高崎市全域を対象として、上下水道事業の統廃合、再編などの将来的ビジョンがあれば、お聞かせいただきたい。」とのご質問でございます。

このご質問に関しまして、水道事業と同様に下水道事業における施設の統廃合、再編の観点からお答えさせていただきます。

合併地域において整備された下水道につきましては、高崎市のほか9市町村からの下水を処理するために群馬県が玉村町に設置しました流域下水道の下水処理場で処理されております。また、高崎地域におきましても、処理区域の約66%が流域下水道に接続されており、高崎地域で整備した城南、阿久津の各処理場と処理能力を補完しあい下水処理を行っております。

このようなことから、下水道施設の統廃合、再編につきましては現時点では想定しておりませんが、関連といたしまして、先ほどの経営戦略で今後の投資についての検討状況で触れましたが、農政部が所管する下水道と同様の汚水処理施設である農業集落排水を下水道に統合する計画がございます。これは、農業集落排水の処理施設を廃止し、その区域からの下水を公共下水道に受け入れることで、下水処理事業の統廃合を図るものでございます。

つぎに坂井委員から事前にいただいたご質問、ご要望にお答えいたします。

1点目は、下水道事業経営戦略の「2ページ2、(1)(2)(3)(5)で記載がある平成21年度とあるのは平成22年度の誤りですか？数字は平成22年度末のものでしょうか。」とのご質問でございます。

下水道事業経営戦略の2ページをご覧ください。中段下の2. 将来の事業環境の、(1) 処理区域内人口の予測、(2) 有収水量の予測、3ページの(3) 使用料収入の見通し及び(5) 組織の見通しにつきましては、各項目の平成22年度から令和元年度までの過去10年間における実績の増減を記載しております。ここでは、平成22年度を含む10年間の増減を求めるため、その前年の平成21年度の実績との比較となることから平成21年度の実績を記載させていただいております。

よろしくお願いたします。

## ○会長

ありがとうございました。

事前質問に関する回答をいただきましたが、他にご意見ご質問等がございましたら、お願いたします。

## ○会長

ないようですので、議題2「高崎市下水道事業経営戦略」の審議を終了いたします。

## ○会長

続きまして、報告事項の「その他」について、事務局より説明をお願いいたします。

## ○経営企画課係長

報告事項「その他」でございますが、先程ご審議いただきました「高崎市水道ビジョン」及び「高崎市下水道事業経営戦略」の策定スケジュールについてご連絡いたします。

2つの案につきましては、来年1月上旬にパブリックコメントの実施を予定しております。また、パブリックコメントの結果について、次回審議会に報告させていただきます、ご審議をいただく予定でございます。

なお、次回審議会の開催日時ですが、令和3年2月16日火曜日、午前10時から高崎市役所4階庁議室での開催を予定しております。開催日が近づきましたら、委員の皆様には通知等でご案内させていただきますので、ご出席くださいますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

## ○会長

ないようであれば、これで本日予定の議事はすべて終了しましたので、議長の職を降ろさせていただきます。

円滑な議事運営へのご協力、大変ありがとうございました。

高崎市水道事業及び公共下水道事業運営審議会会議録について、前記のとおり相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

会 長

委 員

委 員